

書面による「令和5年度スモークフリー推進かながわ基金運営委員会」みなし決議に関する議案書等について

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

スモークフリー推進かながわ基金の運営につきましては、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回、令和4年度事業報告等（議案Ⅰ、Ⅱ、Ⅴ、Ⅵ）のほか、本基金の解散（議案Ⅲ）及び解散する場合の残金の処理方法（議案Ⅳ）の事項について、スモークフリー推進かながわ基金運営委員会規程第5条第3項の規定に基づき、別紙「令和5年度議案書」のとおり提案させていただきますので、御検討くださいますようお願いいたします。

また、同規程第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により委員長を選任いただくこととなっておりますので、併せて御検討くださいますようお願いいたします。

なお、提案の内容に御同意いただける場合は、お手数ですが別紙「同意書」に署名、捺印の上、御提出いただきたく存じます。

書面をもって御同意いただける場合は、提案を可決する決議があったものとみなし、改めて会議は開催いたしませんので御了承願います。

令和5年11月14日

スモークフリー推進かながわ基金運営委員 各位

スモークフリー推進かながわ基金事務局長

令和5年度スモークフリー推進かながわ基金

議案書 目次

I	スモークフリー推進かながわ基金	令和4年度事業報告（案）	… 1
II	スモークフリー推進かながわ基金	令和4年度収支計算書（案）	… 2
III	スモークフリー推進かながわ基金の解散（案）		… 3
IV	解散する場合の残金の処理方法（案）		… 6
V	スモークフリー推進かながわ基金	令和5年度事業計画（案）	… 7
VI	スモークフリー推進かながわ基金	令和5年度収支予算書（案）	… 8

委員名簿

笹生	正人	公益社団法人神奈川県医師会理事
遠藤	範子	公益社団法人神奈川県歯科医師会副会長
藤本	直樹	公益社団法人神奈川県薬剤師会理事
菅	泰博	公益社団法人神奈川県病院協会副会長
門根	道枝	公益社団法人神奈川県看護協会常務理事
埋橋	美穂	神奈川県健康医療局保健医療部長

Ⅲ スモークフリー推進かながわ基金の解散（案）

令和5年度をもって、スモークフリー推進かながわ基金を解散とする。

<提案理由>

1 受動喫煙防止条例を取り巻く社会環境の変化

「スモークフリー推進かながわ基金」は、全国に先駆けて制定された「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（平成22年4月施行）の円滑な施行や、受動喫煙による健康への悪影響の防止対策及び自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進するため、平成21年8月に5団体及び県の呼びかけにより設置され、民間と県の協働による受動喫煙の防止対策の一層の推進と、「スモークフリー」を本県から全国に発信し、社会全体のルールとして定着させるための事業を実施してきた。

その後、令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙に関するルールは社会全体のルールとして法により整備されたことから、本基金の当初の目的は達成され、役割を果たしたものと考えられる。

2 事業規模の縮小

平成24年度から令和元年度までの事業支出は、イベントで利用する普及啓発グッズ（ウェットティッシュ）の作成とホームページの更新管理のみであった。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止により、普及啓発グッズの作成は行っていない。また、現在、グッズの作成等は県予算で対応可能であるため、当面、ホームページ運営経費（約5万円）以外に支出予定がない。

IV 解散する場合の残金の処理方法（案）

解散する場合の残金は、県を除いた呼びかけ人5団体に均等に分割して返還する。

<提案理由>

本基金の収入は、設置以降、県を除いた呼びかけ人5団体からの寄付であり、金額も各団体で同額である。また、解散した場合の残金の見込額が34万円ほどとそれほど多額ではないことも考慮すると、残金は5団体に均等に分割して返還するをしたい（※）。

なお、残金の処理方法として、禁煙や受動喫煙防止を目的としている団体等への寄付も考えられるが、特定の団体を寄付先として選定する理由の説明が困難であることから、上記のとおり、各団体への返還をしたい。

※ 分割した結果、端数が生じた場合は、当該端数分は、本基金の委員長に長年就任されてきた県医師会に含めることをしたい。